

令和4年3月

美里町教育委員会定例会議事録

令和4年3月教育委員会定例会議

日 時 令和4年3月25日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（3名）

教 育 長 大 友 義 孝

1 番 教育長職務代理者 留 守 広 行

2 番 委 員 佐 藤 キ ヨ

4 番 委 員 （欠 員）

欠席（1名）

3 番 委 員 大 森 真智子

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長

兼学校教育環境整備室長

兼近代文学館長兼小牛田図書館長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 齊 藤 眞

教育総務課主事 青 山 裕 也

青少年教育相談員 門 脇 宏

特別支援教育専門員 伊 藤 淳

学校教育専門指導員 阿 部 毅

傍聴者 なし

議事日程

- ・ 令和4年2月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和4年2月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第81号 令和3年度美里町議会3月会議について

- 第 4 報告第 8 2 号 新型コロナウイルス感染症について
 - 第 5 報告第 8 3 号 区域外就学について
 - 第 6 報告第 8 4 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（2 月分）について
 - 第 7 報告第 8 5 号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況について
 - 第 8 報告第 8 6 号 基礎学力向上等について
 - ・ 審議事項
 - 第 9 議案第 1 4 号 学校医の委嘱について
 - 第 1 0 議案第 1 5 号 学校歯科医の委嘱について
 - 第 1 1 議案第 1 6 号 学校薬剤師の委嘱について
 - 第 1 2 議案第 1 7 号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について
 - 第 1 3 議案第 1 8 号 美里町近代文学館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 第 1 4 議案第 1 9 号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
 - 第 1 5 議案第 2 0 号 美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則について
 - ・ 協議事項
 - 第 1 6 第 2 期美里町教育振興基本計画の改訂について
 - 第 1 7 職員の人事について
 - 第 1 8 美里町長の権限に属する事務の補助執行について
 - ・ その他
 - 行事予定等について
 - 令和 4 年 4 月美里町教育委員会定例会の開催日について
 - ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和4年2月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和4年2月教育委員会定例会議事録の承認
- 第 1 議事録署名委員の指名
 - ・ 報告
- 第 2 教育長報告
- 第 3 報告第81号 令和3年度美里町議会3月会議について
- 第 4 報告第82号 新型コロナウイルス感染症について
- 第 7 報告第85号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況について
- 第 8 報告第86号 基礎学力向上等について
 - ・ 審議事項
- 第 9 議案第14号 学校医の委嘱について
- 第10 議案第15号 学校歯科医の委嘱について
- 第11 議案第16号 学校薬剤師の委嘱について
- 第12 議案第17号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について
- 第13 議案第18号 美里町近代文学館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第14 議案第19号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 第15 議案第20号 美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則について
 - ・ 協議事項
- 第16 第2期美里町教育振興基本計画の改訂について
- 第17 職員の人事について
- 第18 美里町長の権限に属する事務の補助執行について
 - ・ その他
 - 行事予定等について
 - 令和4年4月美里町教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告
- 第 5 報告第83号 区域外就学について
- 第 6 報告第84号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（2月分）について



午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

改めまして、皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、卒業式等々に参加をいただきまして本当にありがとうございました。おかげさまで、令和3年度の学期を、昨日修了式を迎えまして、今日から春休みに入っていたところでございます。

ご心配をかけております新型コロナウイルスの関係ですが、やはり町内でも大分出ておまして、昨日も8名の方が感染されているというところのようでございます。また、一部の学校においては、児童生徒の感染者が見受けられますので、この春休み中、何事もなければいいなと思っているところでございます。

また後ほど報告がありますが、美里町議会の3月会議で新中学校におきます契約業務の可決をいただいたというところでもございます。そういったところの報告も含めて、本日の会議はよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、座って会議を始めさせていただきます。

改めて、議事日程配付となりましたので、会議を行いたいと思ひます。

ただいまから令和4年3月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含めまして3名でありますので委員会は成立いたしております。

なお、3番大森委員からは療養中のため本日の会議を欠席するという届出がございましたので、報告をさせていただきたいと思ひます。

説明員といたしましては、教育次長並びに教育総務課課長補佐、教育総務課青山主事に出席をしていただいております。学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員も出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の会議を始めます。

初めに、令和4年2月教育委員会臨時会議事録の承認と令和4年2月教育委員会定例会の議事録の承認でございますが、内容を委員の皆様を確認をいただいたものと思ひますが、ご承認をいただけますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、手続を事務局で進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは日程第1、議事録署名委員の指名について行います。美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして教育長から指名をさせていただきます。

1番留守委員、2番佐藤委員にお願い申し上げます。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告でございます。

本日報告申し上げます内容については、大きく4点でございます。

1番目の美里町議会3月会議及び新型コロナウイルスについて、また3番目の令和4年3月16日発生の地震被害状況等につきまして、こちらは後ほど教育次長から報告をしていただくことにしております。

4つ目の学校関係における人事異動について、本日お配りいたしました人事異動資料のとおりでございます。

また、先ほどちょっと学校配置も、講師の先生がちょっと都合のつかなくなった件が2件ありましたので、今のところ人選がまだ整っていないものも新たに発生してしまったというところもございます。そういったことで、今現在、学校の定数については今のところ、その定数のとおり確保されているということでございます。後ほどご覧いただければと思います。

あわせて、今日の新聞では宮城県教育委員会に関係します先生方の人事異動が公表されておりますので、あわせて確認をお願いしたいと思います。

以上が、教育長からの報告とさせていただきますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 後ほど、それぞれの報告事項の中でご質問等があればいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程 第3 報告第81号 令和3年度美里町議会3月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3、報告第81号 令和3年度美里町議会3月会議について報告をさせていただきます。それでは教育次長からお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） お疲れさまでございます。私から説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては報告第81号、令和3年度美里町議会3月会議、会議の期間及び審議の予定表というものが表紙のものになります。恐縮ですが座って説明させていただきます。

資料につきましては、この予定表どおり進められております。議員の中に感染者が発生しまして欠席者もいる上でということで、ちょっと通常とは違ったような形で会議が行われたというところでございます。

会議の最初に、町長の施政方針演説がございまして、その後一般質問を3日間にわたりいただいております、その内容につきましては、2枚目が一般質問の順序ということで、ここにあるように7名の議員から町に対して一般質問をいただいているというところでございます。

次のページからが、教育委員会に関する部分の質問に対して回答を申し上げる際のメモです。これをおつけしているところでございます。教育委員会に関する部分にいただいた質問に対して、ご覧いただいたと思うのですがこのような内容で回答をさせていただいているというようなところでございます。

それと、ずっとめくっていただくと、この一般質問答弁メモ、一番最後が手島牧世議員のものですけれども、その後に、ページを振っていなくて大変恐縮なのですが、令和3年度美里町議会3月会議議案ということでついておりまして、これを1枚めくっていただくと目次がございまして、議案第54号からずっと目次に従って議案が提案され、それぞれ可決をいただいているというところでございまして、一番大きいところがこの目次の下のほうになるんですけれども、議案第70号 令和4年度美里町一般会計予算ということで、これは分科会を設けて審査をいただいているということで、いつもですと教育委員会1日ばかりでやるのですが、いろいろ地震の関係等々もございまして、途中、時間を短縮しながら行うという点で変更がございまして半日の審査ということと、あといつも現地調査があるんですがそれにつきましてもなしということで、事前に分科会から、議員のほうからご質問をまとめていただいて、それに回答をされると、そしてそれを確認するというような形で、内容の審査が行われたというようなところでございます。

それと、追加議案として給与の関係がありますけれども、さらにめくっていただいて一番最

後のページになります。目次と書いておまして、議案第81号、事業契約の締結についてということで、これは美里町新中学校整備等事業ということで、今回この契約の議案が提案されて、議会で賛成多数で可決いただいているというところで、4月1日から本格的によいよ始まっていくというところでございます。

あと、お手元にA3判のカラーの物なんですけれども、これ施設の図面ですね、提案いただいた内容の図面をおつけしております。後でご覧いただければというところでございます。平面図と立面図、あと一番最後にイメージ図、鳥瞰パースですね、イメージ図がついてございます。イメージとしてはここにあるような学校をとというようなことで、今後進んでいくというところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、この報告におきまして、委員の皆さんからご意見、ご質問、もしあれば伺いたしたいと思いますけれども。いかがでしょうか。留守委員、お願いします。

○委員（留守広行） 議会の中で、中塚小学校の給食についてご質問があったようなのですが、ご質問されるということはよっぽど給食の温度といいますか、そういうのが問題なくらいの内容なのか。少し、お話しいただけることができるのであれば、お話しいただきたいんですけれども。

○教育長（大友義孝） 教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 給食が熱々ではなくぬるくなっているというようなことなのですが、学校に確認したところ、そのようなぬるくてひどいとか、そういうようなお話は保護者からもいただけていないということで、現在ではですね。それで、先生方も特段、極端にそういうようなことは感じたことはないというところでございまして、ちょっと詳細については議員に、どこからどういうふうにという話はしていないのですが、基本的には北浦で作って、移動に10分くらいかかる場所なのですが、二重になっている食缶で運んでおりますし、特に大きな問題はないと。特に、美里の場合は自校方式なのですが、ほかの自治体になるとセンター方式になって、センター方式ですとさらにもっと長いようなところも中にはあるとは思いますが、移動につきましては10分ということでございますし。やはり、しっかりと配慮をしていく、こういう意見もあるので全くそんなことはないというのではなくて、配慮しながらやっていかなければならないとは思いますが、現時点でそういうような苦情というか、支障はないと見ている

ところでございます。

○教育長（大友義孝） ほかにございませんでしょうか。もしなければ、次に移りたいと思います。

日程 第5 報告第82号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長（大友義孝） それでは日程第4、報告第82号 新型コロナウイルス感染症について報告をさせていただきます。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私から報告をさせていただきたいと思います。

先日、電話でコロナの関係と地震の関係をご報告させていただいたのですが、現時点での状況をお話をさせていただきたいと思います。

3月分ということで報告をさせていただきたいのですが、美里町の教育総務課に寄せられた情報が、幼稚園関係ですと8人、小学校関係で30人、中学校関係で14人、そのうち教職員に関する部分ですけれども2人、あとは、家族に関する部分ということで28人ということで、全体で82件の濃厚接触、あとは陽性の報告がされているということでございます。

そのうち陽性者ということで、幼稚園の幼児が2人、児童が17人、生徒が4人、教員に対してはゼロでございます、あと家族が19人ということでございまして、全体で42人ということで、情報をいただいた約50%が陽性になっているというような状況でございました。

一応、昨日で終了式ということでございまして休みに入ったんですが、休み前においてはやはり大分頻りに情報がございまして、特に不動堂小学校で多く発生したということで、学級閉鎖等々の措置を取らせていただいたというところでございます。休みに入ったということで、学校での感染が広がるというところがなくなっておるのですが、いずれ部活動等々は再開しておりますので、部活動につきましても再開したのですが、校内での練習ということをまずやるということで、あと段階的に練習試合とかそういう部分につなげていくというようなことで、現在は学校内で感染対策を十分に取りながらということでやっていくということでございます。

あと、最近、文部科学省、厚生労働省からいろいろと通達というか通知がございまして、その対応についてということで、まだしっかりと内容を確認できていないのですが、その内容をしっかりと確認しながら、今後新学期が始まるということでございますので、それにしっかりと

備えていくというところで進めてまいりたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ただいまの報告の件につきまして、何かございますか。逐次、委員の皆さんには教育委員会から報告をさせていただいておりますので、それぞれの対応をしてきたというところでございます。本日午前中、北部教育事務所管内の教育長と懇談があったんですけれども、やっぱりそれぞれの教育委員会の管内でいまだに出ていると。部活動も中止をせざるを得ない部分もあるそうです。教育長さん方苦勞していたのは、臨時休校といいますか、学級閉鎖をしてさあ解除しようといったときに、また新たに出てしまって、その休業の継続を延々と続けなければならなかったという部分があるようでございまして、大分その対応に苦慮されたようでございます。我が町の学校では、延々というところまではいなくてまずは済んだのかなと思ってございます。今後とも、休みといえどもやはり注意していく必要があるんだろうと思っております。

以上、報告の部分でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、新型コロナウイルスの関係については報告済みとさせていただきたいと思えます。

ここで、次の日程第5、日程第6に入るわけでございますが、こちらの部分については秘密会に、個人情報等々がかなり含まれておりますので、秘密会という形を取らせていただきたいと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、秘密会ということにしますので、会場を閉鎖してもらうということになると思えます。

【秘密会】

報告事項

日程 第 5 報告第83号 区域外就学について

日程 第 6 報告第84号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（2月分）について

それでは、日程第6を終了いたしますので、これよりまた公開の会議に移らせていただきます。

日程 第7 報告第85号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況について

○教育長（大友義孝） では、日程第7、報告第85号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況についてご報告をさせていただきます。では、伊藤先生、お願いいたします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） それでは、昨日午後に公立2次募集の合格発表が終わりまして、ほぼ終了したところですので報告をいたします。

色刷りの2枚とじのプリントになります。番号が入っていません。申し訳ございません。

赤で印字しているところが、不合格のものがあったところです。

小牛田農林高校、小牛田中学校の農業技術・土木のところ、8というところです。1名不合格。それから、田尻さくら、小牛田中学校で1名不合格。それから古川工業の建築科で不動堂中学校から1名不合格。それからめくっていただきまして、一関高専で南郷の不合格1名。それから小牛田高等学園で不合格1名。計国公立では5名の不合格者でした。非常に高い合格率ではなかったかなと考えています。それから、この不合格だったお子さんたちなんですが、私立のほうでも不合格が2名ほどあります。3枚目になりますけれども、古川学園の情報ビジネス、小牛田中学校で1名、それから東北学院のTG総進で不動堂中学校から1名。トータルで7名でございます。

このお子さんたちの進路状況についてなんですけれども、一番右側に、今日現在までの進路が決まった状況が青い欄になります。ほぼ決まっているんですが、まず小牛田農林のお子さんについて、残念ながら不合格だったお子さんについては、進路はもう既に私立に決まっております。それから、田尻さくらのなんですけれども、1人のお子さんについては今のところ未定という形になっております。3枚目なんですけれども、そのお子さんについては3枚目の15番目、国際高等学園、通信制の高校なんですけれども、そちらに入学を希望しているというこ

とで、はっきりするのが28日ということです。これが見込みで数字が入れてあります。まだ確定ではございません。それから、2枚目の、一関高専に残念ながらというお子さんだったんですが、こちらも公立高校合格しております。それから、戻りますけれども、古川工業で不動堂中学校不合格1名いましたけれども、こちらも進路が決まっております。

また2枚目に戻りますが、小牛田高等学園の不合格だったお子さんですけれども、こちらはすぐ下の石巻支援学校を受験しまして合格していますので、このお子さんについても進路が決定しているということです。

したがって、実際には受験数は延べで上げてありますので、受験者数については2名実数は少ないということになります。

それから、3枚目の一番最後のところですが、進路未定のお子さんが1人おります。小牛田中学校ですけれども。11月頃に教育相談を受けて就職をするということで、高校は受験していません。まだ中学校卒業でハローワーク等にも求人票がなかなかなくて、まだ決まっていないと。お父さんのついでで、4月に面接を受けて食品加工関係のトレー等を扱っている会社で働きたいということで今進んでいるところです。

以上、報告いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ただいま、詳細の説明をしていただきました。どうぞ、委員の皆さん、気になる点、お話がございましたらお願いしたいと思いますが。よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ただいまの報告でございますので、報告済みとさせていただきたいと思っております。

あわせて、28日に決定、合格発表がされる方についても、合格になるといいなと思っております。それでは、日程第7については以上で終了させていただきます。

日程 第8 報告第86号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） 次に、日程第8、報告第86号 基礎学力向上等について報告をいただきたいと思っております。では、阿部先生、お願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） それでは、私から報告第86号について報告いたしますが、

今日、追加資料ということで配付させていただいたもの2つありまして、申し訳ございません。

まず、学校評価関係で、まだ未提出だった学校から提出がありましたので、中卒、青生小分の学校評価報告を今日配付させていただいております。

まだ、小牛田小学校が今作成中ということで連絡受けておりましたので、次回以降ということになります。申し訳ありません。

それから、行事予定につきましては、印刷の不備がございまして、片面しか写ってなくて非常にご迷惑をおかけしました。修正して、あと、中身でも曜日などが間違っていたりしたものがあつたので、修正したもの、4月から3月までですね、来年度の行事予定表をつけさせていただきました。

あと、A3判のものとして主なものを記入したものを、今日の25日版ということでつけさせていただきました。斜体、斜めに数字がなっているようなところは未定のところがございしますので、4月になりましたら正式なものを出していきます。ほぼ決定しておりますので。

それから、今日届いたお便り関係を配付させていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、1番目の学校評価・学校教育力アップの具体策ということで、学校から届きました、あと幼稚園から届きました自己評価につきまして示させていただきました。分量が多いので、それぞれお読みいただいて、学校の取組の様子、そしてまた教職員、保護者、それから児童生徒からの評価という部分につきましては、それぞれの学校の実態というものを、その資料から確認していただきたいと思います。

小中学校につきましては、評価の項目等が、学校評価の特色となりますが、各学校の裁量ということで、様式がそれぞれ違っております。ですので、そこはご承知いただきたいと思います。

それから、学校教育力アップの具体策につきましても、各校から上げられたものを配付させていただきましたけれども、まず項目の1と2、学びに向かう習慣づくりというのと、学力向上面につきましては、年間5回行ってきました学習生活習慣調査とリンクする部分がございしますので、後でお話をさせていただきます。

なお、3番目の健康面の部分につきましては、全体にコロナの状況の中で十分な対応、それから実践がなかったというような様子が見受けられます。

それから、4番以降、心の教育、特別支援教育関連につきましては、これは非常に学校の課題となっている、現代の課題でありますいじめ・不登校対策、それから配慮を要する子供への指導という部分、それが非常にやっぱり大きいところかと思っております。後でご説明いたしますが、

学校の子供たちが学校に行きたいという思いをしっかりと育てるための大事な項目ということで、町として目指す方向性をきちんと示しながら、ひいては中学校の統合に向けて不登校児童生徒を減少させていくというふうにつなげていくことが必要だと感じました。

それから、何かご質問あればよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目に、学習生活意識調査（1月分）につきましてですけれども、小学校では全項目について、まずまず、おおむね、この1年間を通して目標にかなり近づいている、あるいは達成している状況が見られました。肝心なのは、この年度末から4月になるところでまた落ちてしまうというところがありますので、そこは今度は学校にも呼びかけをしてまいりたいと思っております。

小学生のほうの課題ということでは、学習への、学習習慣づくりという部分がやっぱり必要なかなど。少し、高学年になるにしたがって、どうしても時間の使い方が、現代、メディア関係にどうしても吸われていくというか引かれてしまって、夜は遅くまで起きているんだけど学習する時間は少ないというような傾向が見られてまいりますので、その学習習慣づくりと、それからメディアとの上手な付き合い方というところを今後もしっかりと考えていく必要があるかと感じました。

中学校では、残念ながら目標値に達していないケースが非常に多かったですね。中学生になってから勉強、学習という意識づくりではちょっと遅いんだろうなと思います。小学校から、いわゆる自分は何のために勉強するかっていうところをしっかりとつかませて、志教育ございますけれども、目標をしっかりと持っていくということの大切さを育てて、中学校でそれをしっかりと高めさせていくというようなのが必要になるのかなと感じております。中学生の学習習慣をつくるのはやはり小学校の段階からかなと感じたところでございます。

続きまして、令和4年度の行事予定につきましては、新たに修正したもので資料がございましたので、ご確認いただきたいと思ひます。

最後に、令和4年度の町の研修計画についてでございます。まだ、今のところ検討中の案ということですが、大きく3つ考えております。1つは、町の初赴任者等の研修という部分なんですけれども、ここ2年間コロナの関係で実施できておりません。ただ、町には郷土資料館等があり、ここの場所の活用というのは非常に有効であると思ひますので、この場所に初赴任の先生方が行って、町の様子、町の特色を知って、確認すると。これにつきましては、日程の設定が各校の研修と絡めて希望日を設定して、学校ごとに初赴任者プラス他の先生方も行ってみるという形ではどうかと今考えているところです。

2つ目は、町内の幼・保・小・中初任者の合同研修会です。対象につきましては、令和4年度幼稚園の新規採用がゼロということで、小中学校の新採、初任者、1年目の方々が対象ということで実施したいと思います。今回は、小学校6名、中学校が4名、10名の新規採用の方がいらっしゃると、今のところ話を聞いていますが、その方と8月5日に、やはり場所を郷土資料館にしておいて、美里町の教育と併せて町の歴史・史跡について、そしてワークショップを行っていくというような形を取っていきたいなと思っています。

3つ目は、町内の教職員の一斉研修会です。これにつきましては、内容ということで、子供が行きたくなる学校・幼稚園の姿という仮の題をつけておりますけれども、令和4年度に美里町では文科省と県からの指定を受けまして、魅力ある行きたくなる学校づくり調査研究事業ということに取り組むこととなります。2年間にわたって、各中学校区で小学校と中学校が連携しながら執り行っていく事業なんですけれども、このことを町の小中学校それから幼稚園にわたって共有していけるような場であれば非常に有効かなと思って考えております。まだ、日程等も夏休みの期間ということで、日程はまだこれから設定させていただきたいと思います。詳しいことにつきましては、4月以降に事業担当者会議等を設定して、計画を練って始まってくるので、4月の定例会のときに内容を詳しくお知らせしたいと思っています。

この事業の狙いにつきましては、不登校の未然防止というところが一番の狙いになっているところですので、先ほどお話ししました学校教育力アップの部分とリンクするかなと思っています。

以上、私のほうからの報告でした。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、大きく分けて3点になると思うんですけれども、1つは学校評価、2つ目が生活習慣調査の部分、3つ目が行事ということでございますが、今説明をいただきました内容で確認等々ご意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。留守委員、お願いします。

○委員（留守広行） 質問ではないんですけれども、新型コロナがまだ収束していない状況で、令和3年度も先生方には本当にいろいろとご苦労があったなというのも見受けられました。せっかくの計画した行事も取りやめになったということも書いていらっしゃいますし、一番、幼稚園、小学校、中学校のこの連携事業、これができなかったというのが記してある学校さんも多かったようでございます。どうしても、このコロナのせいということだったんでしょうけれども残念な思いも私は思っていました。

あと、もう一つなんです、町内の小学校2校かと思うんですが、午前5時間制度を導入さ

れておられると思うんですが、この委員会にいろいろな状況等が上ってこないということは順調に進んでいるんだろうなという思いもしております。これからなんですけれども、順調に進んでおられるその状況とか、あともしかして何か問題だとか、そういうのがあるのであれば、ちょっとご報告等いただきたいなというところでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。留守委員の今の部分について、何か、今のところ入っている部分ってありますか。阿部先生お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） まず、年度始まった頃、伺って様子を拝見したことがあります。北浦小学校でしたけれども。一番は給食がやや遅くなるという部分で、子供たちが少しおなかを減らしてしまうという、そこがあったと。ただ、後半それはだんだん慣れてきて、生活習慣が身につくとそれほどでもなかったということです。あとは、先生方の部分では、午後の勤務が大体子供を帰しますと3時くらいにはフリーに、子供がいなくなって自分の仕事ができたり、会議ができたりという部分がある、これが理想だったんですけれども、なかなか思うようにいっていないというような話も出ています。だからといって5時にすぐ帰れたりということでは、なかなかならないと。そのあたりの業務との関わりというのが、まだまだ課題もあるなという感じでした。あとは、中埴小学校は、放課後の中で地域連携の取組を行っていきかけたそうです。つまり、子供たちが下校した後に地域の方が来て簡単な教室的なもので、例えば昔の遊びをしたりとか、将棋をしたりとか、そういう場を設定して居場所づくりをしたいと考えたらしいんですが、これもコロナのためになかなか実現ができていなかったということで、非常に残念だということを書いていらっしゃいました。そういったことも、可能性としてはあるということで。そういった状況等です。

○教育長（大友義孝） コロナの中で、なかなか動けない部分、今淡々と計画を練って、そして実現が可能になればやっていけるという、その準備を整えているというところなんですかね。今、阿部先生からお話があったんですけれども、やっぱり午前授業をすることによって給食の時間が若干遅くなる。午前5時間授業をやっている学校ではなかったんですけれども、やはりお昼までの時間が結構あるので、別の学校だったんですけれども、業間に牛乳を飲んでみてはどうかということがあってやってみただそうです。その理由は、やっぱりお昼近くになるとおなかが減ってしまっただけ出しももしかしたらあるのかもしれませんが、そういったことを何とか解消したいから一応やってみたいと。保護者のご理解の上やった結果、やっぱりやってもやらなくても結果同じ状況になってしまっているようで、それでやらないということにはなったようでございます。その背景には、給食に出す牛乳を業間で飲んでしまうと、今

度お昼に飲むものが、今まで飲んでいたものがないので、それも今度口寂しくなるというんですかね。そういったこともあるようで。その辺を含めて、何か考えなくちゃいけないのかなと思ったり。ただ、牛乳を飲んだから立ち歩きがなくなるということではなかったみたいでしたね、結果的には。そういった試みをされた学校もあったということでございます。

これが、どうなんでしょうね、午前5時間授業というのが今のところ2校でしかしていないわけですけども、拡大という部分がいいのか、それとも縮小という部分がいいのか、なかなか結論が、今のコロナの関係で出しづらい時期にあるのかなと感じていますね。どうぞ、今後ともご意見を頂戴しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員、何かございますか、この今まで大きく3つあるわけですが。

○委員（佐藤キヨ） 午前中に5時間というのは私も聞いて、私が聞いた保護者の中では、後がゆっくりできていっていいのも聞いたけれども。確かにおなか減る、でも朝いっぱい食べてくればいいんですけども。どっちとも言えないですね。

○教育長（大友義孝） そうですね。これは、どうなんでしょうね。朝ご飯を結構早く食べている子供さんも多いんだそうですね。ですから、お昼までの間の時間が長い感じなんですかね。

○委員（佐藤キヨ） あと、それから学習の習慣と、さっきお話、確かに大切だと思うけれども、児童館とか、うちの孫も行っているのを見ると、7時まで。それから、近所に小学生の子供がいる家の帰ってくる時間、やっぱり7時とか、多いですよ、全然珍しくないんですね。そうするとそこから帰ってきてご飯たべさせて、すごい手際のいいお母さんなら準備して行ってあと帰ってきてすぐにそれを出してくれると思うけれども、そうじゃないお母さんがいっぱいいると思うと、やっぱりご飯が8時とか7時半過ぎちゃいますよね。そうすると、それでご飯食べて8時、お風呂に入ってという、やっぱりお母さんも、親もちょっとゆったりしちゃうと、やっぱり勉強の習慣ってなかなか、勉強させるのが大変。同居していないけれども家の孫なんてもう10時とか、寝る時間結構遅くて、いいのかなと思いつつながら、絶対よくないと思うんですけれども。実際そういう感じになっているところが多いと思うんですね。そうすると、勉強の習慣をつけるとなると、児童館に行っている子は児童館で勉強させてもらえると思うんですけども、でも子供によってあまり強くは言っていないから、宿題をやってくるときとやってこないときがあるんですよ。家でやるときに、結構家でやらせているんですけども、見るとそんなに時間かからないんですよ。漢字1ページと、プリント1枚、10分か15分で簡単に終わっちゃうから。でも帰ってきて、親はそれをやらせているのは大変ですよ。そういうことを考

えると、もうちょっとだけ、せめて児童館の子には宿題をやらせる、児童館に来ない子は親がいるとか、おばあちゃんがいるとかのわけですからね、低学年の場合は。そうすると、学習習慣もつけやすいというか、ちょっとは。学校以外で勉強するのは、学習習慣の、あともっとできるならうちのほうでやりなさいとって、高学年になれば児童館は家でやるわけですから。なかなか勉強の習慣は。

○教育長（大友義孝） そうですね、今、睡眠時間8時間取ってくださいよとって、ここに結果出ていますけれども、本当に10時に仮に寝たとすれば、起きるのが6時頃に（「起きれないですよ、小さい子なら、眠くて」の声あり）だからそうすると、もっと遅い時間に多分寝るんだと思うんですけれども、そうすると11時に寝て逆に7時頃に起きると、8時間の睡眠時間というのは確保できていない、そういったことにも出ているのかなと思いますね。

家庭のほうで、学校だけじゃなくて、やっぱり家庭のお父さん、お母さんの指導というか、そういったところもすごく必要なんですよ。

○委員（佐藤キヨ） 意識を、お便りとかで、なおさら、今までもやってもらっていますけれども。ノーテレビ、ノーゲームとかなんかいろいろやっているけれども、あんまり。

○教育長（大友義孝） ここにもあるようですけれども、ノーテレビ・ノーゲームの日を木曜日に設定しているだけけれども、やっぱりスマホ、タブレットを使って調べものをしたりとか、保護者の皆さんも使っている関係上、なかなかそれを断ち切れていないという現状にもあるようですしね。でもやっぱり、これは学校から離れてしまって家庭での内容なので、やはり保護者の皆さんの協力が必要なんだと改めて思う、そんなところですね。

○委員（佐藤キヨ） 今よりちょっとだけ、せめて児童館で勉強を、宿題は終わらせなさいよ、くらいやってもらえれば。

○教育長（大友義孝） 自主学习みたいな形になるかもしれないね。

○委員（佐藤キヨ） 家で、低学年、お母さんが怒りつけながら宿題やらせるよりかは、児童館でやったほうが。親もゆとりができていいと思います。

○教育長（大友義孝） 児童館の担当のほうにもちょっとその話はしてみますからね。ありがとうございます。

日程の関係のほうはまだ決まっていないという部分が、斜めで書いてあるのはまだ決まっていないというところでもいいんですかね。

改めて、4月に確定した段階で、お示ししていくということですね。

以上のような形になります。ここまで、よろしいですか。では、報告事項の日程第8の報告

第86号については以上で終了させていただきます。

ここで若干休憩を入れさせていただきます。再開は45分から再開したいと思います。10分間休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時47分

○教育長（大友義孝） 再開をいたします。

審議事項

日程 第9 議案第14号 学校医の委嘱について

○教育長（大友義孝） では、これより審議事項に入らせていただきます。

日程第9、議案第14号 学校医の委嘱について説明をお願いしたいと思います。齊藤補佐、お願いします。

○教育教務課課長補佐兼総務係長（齊藤 眞） それでは、議案第14号 学校医の委嘱についてご説明を申し上げます。

さきにお配りしておりました資料なのですが、誤りがございましたので、本日差し替えをお渡ししております。差し替えのほうを見ていただきまして、説明をさせていただきます。

今回、こちらを委嘱する理由でございますが、学校における保健管理に関する専門的事項に関し指導に当たるため、令和3年度に引き続き令和4年度においても学校医を委嘱するものがございます。これが議案を提出する理由でございます。

こちらの理由にありますとおり、こちらの学校医につきましては、昨年度と変わってございません。ただし、さきにあります、南郷病院の院長が来年度、4月2日から変わる予定でございます。こちらのほうで、令和4年1月1日から、1日ではございますが玉手英一先生、こちらのほうを委嘱をすると。変わりました、1枚めくっていただきまして、令和4年4月2日から令和5年3月31日まで、新しく赴任されます菅原知広院長に委嘱をするということになります。

あと、中に、上から4番目ですが、佐々木和義先生、こちらが以前ですと佐々木整形外科の

院長ということでありましたが、今回、今年の3月から院長をおやめになりまして、こちら病院名も変わっています。こちらが、小牛田整形外科クリニックというように名称を変更してございます。そちらの変更という形になります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、説明を終わります。質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑ないようでございます。質疑を終結し、討論に入りますが、これは人事案件でございますので討論は省略させていただきたいと思えます。

それでは直ちに採決に入ります。

議案第14号 学校医の委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思えますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、議案第14号については可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第10 議案第15号 学校歯科医の委嘱について

○教育長（大友義孝） 次に、日程第10、議案第15号 学校歯科医の委嘱について、これより審議していきたいと思えます。ではまず、説明をお願いします。齊藤補佐、お願いします。

○教育教務課課長補佐兼総務係長（齊藤 眞） 議案第15号 学校歯科医の委嘱についてでございます。

こちらは、先ほどと同じように令和4年4月1日から令和5年3月31日まで委嘱をするものでございます。

理由といたしましては、学校における保健管理に関する専門的事項に関し指導に当たるため、令和3年度に引き続き令和4年度においても学校歯科医を委嘱するものであります。これが、議案を提出する理由でございます。

こちらにつきましては、前年度と変わらず同じ方をお願いしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。説明を終わります。では、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑がないようでございますので、人事案件につき討論は省略いたします。

では、採決に入ります。

議案第15号 学校歯科医の委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

日程 第11 議案第16号 学校薬剤師の委嘱について

○教育長（大友義孝） 日程第11、議案第16号 学校薬剤師の委嘱について、審議をお願いしたいと思います。まず、説明をお願いします。齊藤補佐、お願いします。

○教育教務課課長補佐兼総務係長（齊藤 眞） それでは、議案第16号 学校薬剤師の委嘱についてご説明申し上げます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

理由につきましては、学校における保健管理に関する専門的事項に関し指導に当たるため、令和3年度に引き続き令和4年度においても学校薬剤師を委嘱するものでございます。これが、議案を提出する理由でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） 説明を終わります。では、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑がないようでございますので質疑を終結し、討論は省略をさせていただきます。

それでは、採決に入ります。

議案第16号 学校薬剤師の委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思います、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、議案第16号については原案のとおり可決いただきました。ありがとうございます。

日程 第12 議案第17号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） 日程第12、議案第17号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について審議をいただきたいと思えます。では、まず説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より議案第17号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱についての説明からさせていただきます。

まず、こちらにつきましては今回任期満了に伴う新たな委員の委嘱でございます。既にお手元に資料として議案をご提出させていただきました、その中に今回新たな委員の候補者を入れさせていただいております。こちらにつきましては、美里町近代文学館条例第7条の規定により美里町教育委員会が委嘱をするものでございますし、こちらは10人以内で構成するものとしております。

記述の中で、一番上、未定となっておりますが、こちらにつきましては学校関係者、学校教育の関係者ということでございまして、4月以降校長会の役員人事のところ新たに決定するものでございます。この1名分につきましては、4月の委員会で改め議案の提出をさせていただこうと思っておりますので、それ以外の9名の方についてということで、ご理解のほどいただければ幸いです。

こちら、今回ご提示させていただいた方のうち、前年度から引き続きという方もいらっしゃいますが、今回新規の方が9名のうち5名いらっしゃいます。名簿で申し上げますと、上から岩渕せつ子様、鈴木啓司様、岩渕恵子様の3名、あとはちょっと下に移りまして、千田優子様と半田孝志様、以上5名が今回新たな委嘱の対象の委員ということでしております。

なお、岩渕せつ子様と鈴木啓司様につきましては、社会教育の関係者ということでございま

して、文化協会の推薦という形で今回はいただいているというものでございます。

こちら、あわせて提案の理由でございます。美里町近代文学館の運営及び資料の収集、保管、展示等を円滑に行うため、教育委員会が委嘱するものでございます。こちらが、本議案の提出の理由でございますので、何とぞご審議、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、説明を終わります。質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑がないようでございますので、質疑を終結させていただきまして、人事案件につきましての提案ですので討論は省略をさせていただきます。

それでは、採決に入ります。

議案第17号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、議案第17号につきましては原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第13 議案第18号 美里町近代文学館条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第13、議案第18号 美里町近代文学館条例施行規則の一部を改正する規則について審議をしていただきたいと思います。では、まず議案の説明をお願いいたします。青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、議案第18号 美里町近代文学館条例施行規則の一部を改正する規則について、まず議案の説明からさせていただきます。

既にお配りの議案書をご覧ください。

こちらにつきましては、今回改正という形になっておりますが、まずこちらの議案の説明につきましては、こちらに付随しております新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

議案書2枚物の次のページから新旧対照表ということで、右下にページ番号を振らせていただきましたので、こちらに沿う形で説明をさせていただきます。

まず、1ページ目のところでございます。こちら第2条の第7号のところでございます。従来「郷土資料」という記述のところ、今回「地域資料」という形で改めるものでございます。こちらにつきましては、従来の郷土資料という部分、今でいう事務局の文化財係が従来近代文学館の中に位置していたという経緯もございましてこういう記述でございましたが、まず、今現在としては事務局に配置されているという経緯がある郷土資料館の立ち位置もございまして、こちらをちょっと情報整理をさせていただいたものでございます。今現在、言葉の定義としましては、郷土資料というものについては、過去、歴史的な文化財、こちらを取り扱うものと定義しており、今回改正案として出ております地域資料につきましては、現代文学ないしは近代文学、そちらを幅広く取りそろえているというものでございます。今、近代文学館にあるものについては、本当に、過去の物から現在の物全てを取り扱っているというところでございまして、こちら、一応担当する職員と調整をさせていただきまして、地域資料というところで特に問題ないというところで確認は取れているというものでございます。

続きまして、2ページ目、お開きください。

こちら以降につきましては、主立って言葉の定義というところが、従前のところから少し情報が更新されていなかったものが多少ございましたので、その点改めさせていただいたものでございます。

第2条の2項第4号のところ、一番上のところでございます。従前ビデオ映像というところの記述がございましたが、やはり時代も必ずしも映像の端末というのがビデオに限らずというところでございますので、限定する記述は今回除くという形で改めさせていただいておるところでございます。

また、こちら、第3条の記述でございます。細かいところについては、ちょっと、字句の修正という形で捉えさせていただきましたが、こちら図書館資料に係るところで、開館日というところの記述がございました。こちらが条例第5条に規定するというので、近代文学館条例に位置するものでございますが、こちら美里町近代文学館条例に開館日という明確な規定というのは実は記述がなく、開館時間と休館日という記述がございましたので、今回につきましては、あくまで開館日という記述で考えまして、休館日を除く日というところで、条例との整合を取らせていただいたというものでございます。

また、第3条第3項以下、こちらにつきましては、前述の記述と大きく内容は特段変更はし

ていないんですが、少し、こちらの条例施行規則の条文の情報整理をさせていただいたというものでございますので、こちらは少し見やすいという形で今回は整理をさせていただいたものでございます。

続きまして、3ページ目のところをご覧くださいと思います。

こちら、第3条第6項及び第7項のところ、こちらは大きく今回、末尾にあります、別表という形で全て改めさせていただきました。客観的に見ることができますので、分かりやすい形を取らせていただきました。併せまして、第6項に関する記述でございますが、従来、本及び紙芝居、こちらの貸出期間は14日以内としており、ビデオ、カセットテープ、こちらについては7日以内としておりました。こちら、もちろん併用としての貸出も可能でございますので、やはり貸出期間が異なってしまうと返却の際に複数回来館が必要ではないかというところがございまして、こちら、利用者の便宜を図るという意味合いを込めまして、こちら別表の記述でございますが両方とも14日以内に統一をさせていただいたものでございます。

以下、こちらの第3条第7項以下、こちらにつきましては、従来のものから少し内容修正をさせていただきまして、より現状の運用に適した形での整合を図ったというものでございます。

続きまして、4ページ、ご覧くださいませ。

こちらに、新たに第11条というものを設けさせていただきました。第12条につきましては、こちらの11条に伴う条の繰下げでございます。第11条につきましては、美里町の近代文学館運営審議会の所管事務に関する記述を入れたものでございます。こちら、条例につきましては今美里町教育委員会の附属機関でございます美里町近代文学館運営審議会の委員に関わる部分、ないしは委嘱に関わる部分の記述でございます。ただ、本来であれば、こちらの附属機関の目的、運営に関するもの、これの記述が必要なものでございます。そちらが、通常であれば条例または条例に即した規則、これに記述がございしますが、今現状の運営をちょっと見直してみますと、条例に記述があるものだけではどのようにその組織を運営していくかというところの確認が取れない状況でございましたので、今回この近代文学館条例施行規則の中にこちらの審議会の所管する事務の内容及びその庶務、どこで行うかというものを改め入れさせたものでございます。内容につきましては、やはり附属機関というところもございしますので、同様に教育委員会からの諮問に応じ、文学館の運営に関する事項について調査、審議、そして答申するというもので、内容を改めて設けているところでございます。

まず、議案説明については以上でございまして、そちらに併せて提案理由を申し上げさせていただきます。こちら、提案理由、議案書の2ページ目でございます、条文中の表記「ビデ

オ、カセットテープ」については、「CD、DVD」として主に取り扱っている点による条文上の表記との整合性を図ること及び当該資料の貸出期間については本や紙芝居と一緒に借り受けをする利用者も多いため、貸出期間を同期間とすることで利用者の利便性を図ること並びに現在の運営体制との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。何とぞ、ご審議、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。なお、附則で、この規則は4月1日から施行するということの提案でございます。説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 特にはないですか。もしなければ質疑を終結させていただきまして、討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論もないようでございますので討論を終結し、採決に入ります。

議案第18号 美里町近代文学館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、議案第18号については原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第14 議案第19号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

○教育長（大友義孝） 続いて、日程第14、議案第19号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について審議に入りたいと思います。では、まず提案の説明をお願いいたします。青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、議案第19 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則につきまして、議案の説明及び提案理由を申し上げさせていただきます。

資料につきましては、既にお配りしているものでございまして、まず議案書は2枚物をつけさせていただいております。3枚目以降が新旧対照表となっております、右下にページ数を入れさせていただきましたので、まず議案の説明につきましては新旧対照表を使いながらご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、ご覧ください。

こちらにつきましては、字句の修正というレベルでございますので、言葉の意味に照らし合わせた字句の修正でございます。

続きまして、飛ばしまして3ページ目をご覧くださいませ。

3ページ目につきましては、第9条、ここからの改正でございます。教育委員会事務局であります教育総務課の所管する各係の事務分掌の記述でございます。これに以下、各係に関するものでございますので、そちらのほうを改めご理解ください。

まず、総務課に関するところでございますが、こちらが総務係でございます、第3号の記述、こちらは字句の修正というものでございますので、こちら言葉の意味に照らし合わせた字句の修正でございますので、その点ご理解ください。

続きまして、4ページ目をご覧くださいませ。

こちら引き続き総務係からの継続のものでございますが、こちら改正箇所のご説明でございます。同項の第14号のところでございますが、こちらにつきましては、保育料に関するところというところでございますが、既に皆さまご存じのとおり、幼稚園、保育園につきましては既に令和元年10月以降これらの幼児教育に関する無償化が発生しております、こちらにおいては現在預かり保育料金に関するところ、こちらにつきましては実際に事務をされているという実情でございますので、そちらに情報が既に更新されているということでございますので、字句を改めるものでございます。

その下、第16号及びそれ以降ですね、第19でございます。この2点につきましては、まず実際、実情総務係で扱っている事務分掌である点及び町長の権限に属する事務の補助執行、こちらが前回の改定以降更新されているというものでもございましたので、こちら改め今総務係で主に所管している部分、改め19号に入れさせていただいたものでございます。

続きまして、5ページをご覧くださいませ。

こちらにつきましては、続いては学校教育係でございます、それ以下、第16号より下のところを改め入れさせていただいたものでございます。こちらにつきましては、現在学校教育係で主に所管している事務を改め更新をさせていただいた内容を盛り込んでおるものという

ころでご理解いただけると幸いです。

続きまして、6ページをご覧ください。

ここ以降につきましては、管理係以下、社会教育、文化財、学校給食係と続くところですが、まず管理係のところにつきましてでございます。まず、第1号に給食費の額の決定及び減額に関する委任事務がありますが、こちらについては今学校給食係で所管しておるものでございますので、こちらの記述に対応しないということで除くものでございます。

あわせまして、第4号以下ですね、4号から6号のところでございます。こちらについては、まず現在もう既に行っている事務分掌を改め盛り込むという点、あとこちら先ほど教育委員会の定例会でも既に協議済みであるものでございますが、研修バスの補助執行、こちらの件も改め踏まえて盛り込むものでございます。6号につきましては、現在教育施設の主に防犯及び防災に関する、施設修繕等、そちらも併せまして今現在行っているというところでございますので、その点内容を入れておるものでございます。

続きまして、文化財でございます。こちら情報も改め更新をさせていただいたものでございまして、現在文化財係で主に取り扱っている所管事務の第4号から第6号まで改め盛り込ませていただいたものでございます。

では、続きまして、7ページをご覧くださいませ。

こちらの第10条以下、続きまして8ページのところまでなんですけど、こちらの内容につきましては主に職員の、組織の中の職務に関する記述がございます。こちらのほう、町の行政組織規則上の町の職員の職位と、あと現在教育委員会組織の中での職位、こちらが想定されているもので情報を整理させていただいたものでございます。ちょっと当時のものがまだ残っていたものも一部ございましたので、こちらは改め整理をさせていただきまして、規則上想定される職位のみというところで、今回この7ページから8ページにける職位については、一旦整理させていただいたというものでご理解をいただけると幸いです。

続きまして、少し内容のほう飛んでしましますが、10ページの一番下、第18条、南郷学校給食センターに関する記述でございますが、こちらそのまま続いて11ページにつながるところでございます。こちらにつきましても、ある程度学校給食係と連動するところがございまして、あくまで南郷学校給食センターの所管の上で行っているものというところで整理をさせていただきました。こちら、改正前につきましては、第2号のところでは学校給食運営審議会に関することですが、こちらにつきまして今学校給食係の管轄で行っておるというものでございますので、給食センター事務のほうにはここに該当しないということで、今回こちら

は削るという形で改正をするものでございます。

続きまして、12ページのところでございます。

こちら、第35条第2項の表に関するところでございます。こちらにつきましては、基本的には今館長というポジションを置いているところにつきましては、郷土資料館、近代文学館、こういったものが該当しておるものでございますが、そもそも組織内に係というものを配置していないという組織の現状がございますので、係長という職については現在想定されないというところで、今回は除くという形でございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

こちらが第37条に関する記述のところでございます。失礼しました、第14条、第17条関係に関する別表でございます。こちらはその他の職員の職ということで、職種に関する記述がございましたが、こちらも現在運用されている職種、今存在しないものについては、現在こちらの職種のところから改め除かせていただいたものでございます。

以下、14ページ以降につきましては、こちら別表第2というところで、附属機関に関する記述でございますが、こちら附属機関に関する記述につきましては字句の修正という程度でございます。従前のものについて、正式名称にまだなっていなかったものが一部ございましたので、こちらを正式名称に改め改正をするものでございます。

議案の説明については、以上の内容でございますので、引き続き提案理由を申し上げさせていただきます。議案書の2ページ目の理由でございます。提案理由でございます。第9条に規定する事務分掌に係る事務執行体制との整合を図ること及び第12条から第14条に規定する職及び職務に係る教育委員会組織との整合を図ること等、現行の美里町教育委員会組織との整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

説明としては以上でございますので、何とぞご審議、可決賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。先ほどと同じように施行日は4月1日ということで予定しております。では、説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようですので、質疑を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論もないですね。では討論を終結し、採決に入ります。

議案第19号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、本案は原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第15 議案第20号 美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則について

○教育長（大友義孝） 日程第15、議案第20号 美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則について審議をいただきます。では、青山主事、説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、議案第20号 美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則について、議案の説明及び提案理由を申し上げさせていただきます。

こちらにつきましては、新規の制定という形で提案さしあげるものでございますので、既にお渡しの議案書で説明をさせていただきます。

まず、こちらの想定している規則でございますが、第1条のところに記述がございまして、美里町奨学資金貸付条例、こちらが既に今公布されておりますが、こちらの第6条の規定に美里町長の貸付者の決定に係りまして、美里町奨学資金貸付審査委員会の審査を経てという規定が既にごございます。こちらについて、そちらの規定に基づき奨学資金の貸付けについて審査するために、まずこちらの美里町奨学資金貸付審査委員会を設置するものでございます。こちら、第2条でまず所管事務の記述を入れさせていただいたものでございます。こちらは、奨学資金の申請をいただいた方、こちらにつきまして条例第2条の規定を満たす者であるかどうかということで審査をするものでございます。こちらにつきましては、まず所得上の審査があるという点、あとは美里町にお住まいの方の子弟であるという点、こういったものを主に内容の審査をするというものでございます。

続きまして、第3条に関するもの、こちらについては組織の記述を入れておるものでございます。委員会につきましては、第3条第1項の規定に基づきまして4人以内の組織と想定しております。こちらの第2項以下、こちらにつきまして任意の構成員を記述させていただきます

た。こちら、ご覧いただくと、第1号から、第4号というのは基本のところとお考えいただきまして、第5号につきましては、この1号から4号で満たせない場合の第5号記述というところでお考えいただいているところがございます。こちら、奨学資金が本来であれば町長の事務局の管轄でございますが、町長の権限に属する事務の委任事項という形で、美里町教育委員会が委任を受けているというものでございます。こちら、通常補助執行と異なりまして、事務委任というところがございますので、実質の決定権限まで付与されているという解釈でございますので、美里町教育委員会の管内での決定というところの解釈より、本組織委員会につきましても教育委員会の管轄の中の組織というところで、こちらの第3条の規定を入れさせていただきました。

以下、第4条につきましては、その構成委員の任期を入れさせていただいておるものでございます。今回については2年というところに入れさせていただきました。再任は妨げないと。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするという形で入れさせていただいております。

第5条につきましては、会を主催及び総理すべき委員長及びそちらの補佐であります副委員長の記述を入れております。副委員長につきましては、基本的に補佐という形でございますので、委員長に事故及び欠けてしまったときに職務の代理をするというところの記述を入れさせていただいております。

次の第6条につきましては、会議運営に関わる記述を入れさせていただいております。基本的には委員長の招集で会議の開催となります。ただ、最初の会議につきましては、やはりまだ任命前というところもございますので、初回のみ教育長の招集という記述で第1項を入れさせていただいております。

第2項以下につきましては、教育委員会の開催の条件及びその後の審議に対する採決の条件等を入れさせていただいております。基本的には、過半数による会議の開催及び過半数による可否議決というところで設けさせているものでございます。

続きまして、2枚目をご覧ください。

庶務等につきましては、庶務、補則というもので入れさせていただいておりますが、庶務につきましてはさっき申し上げさせていただきましたとおり、こちらの委員会自体教育委員会の事務委任の管轄の中で行うということがございますので、庶務につきましては事務局であります教育総務課で処理すると。第8条の補則につきましても、運営に関し必要な事項というのは委員長が委員会に諮って定めるというような内容で改正を図っているものでございます。

まず、議案の説明については以上でございます。

あわせて、提案理由のほうを述べさせていただきます。美里町奨学資金貸付条例（平成18年美里町条例第94号）第6条の規定に基づき、奨学資金の貸付について審査するため、美里町奨学資金貸付審査委員会を設置するものでございます。こちらがこの議案の提出する理由でございます。なお、附則という形でございますが。本規則につきましては令和4年4月1日からの施行を予定しているということでございますので、何とぞご審議、可決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ただいま、議案第20号の説明をしていただきました。説明を終わります。

では、質疑に入ります。質疑ありませんか。留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） 審査委員会の第3条、委員会は4人以内もって組織するという案でございますけれども、（1）から（5）あります。となりますと、単純に考えると5名の方が考えられます、そこで。ただ、5名の中から4人をお願いするという考え方なんでしょうか。

○教育総務課主事（青山裕也） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、第3条の規定に関しまして、まず委員はおっしゃるように4人以内であり、2項で定める第1号から第5号から美里町教育委員会が任命するというものでございましたので、4人の選択肢の中で2項の各号のところから任命するという解釈です。

○教育長（大友義孝） こういうことですね。委員は4人ですと。（1）から（5）までそれぞれ1人ずつをやると5人になるでしょうということだと思っただけですね。5人の中で、例えば1、2、3がありますと。4番目のじゃなくて、（5）のほうの者が当たるということもありですね。そうすると、（4）のほうの人は入ってこないということになって、総体で4名ということの流れだったと思いますが、それでいいですか。（「はい。そちらで」の声あり）あくまでも4名で構成しますということです。小学校の部分まで必要なかというのものもあるんですけどもね。

そのほか、何かありますか。よろしいでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、質疑は終結いたします。では、討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論ないようにございますので、採決に入ります。

議案第20号 美里町教奨学資金貸付審査委員会設置規則について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって本案は原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

それでは、ここで若干休憩いたします。5分くらいでよろしいですか。じゃあ再開は3時35分とさせていただきます。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時37分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

協議事項

日程 第16 第2期美里町教育振興基本計画の改訂について

○教育長（大友義孝） これより、協議事項に入らせていただきたいと思います。

日程第16、第2期美里町教育振興基本計画の改訂について協議をいただきたいと思います。では、青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より第2期美里町教育振興基本計画の改訂に関する協議事項につきまして、まずご説明をさせていただきます。大変恐縮ながら、着座にて失礼いたします。

まず、資料でございます。22日の告示の日に既にお配りした資料でございます、カラー刷りで横の物でございます。こちら、ご覧いただきながらご説明をさせていただきます。

まずこちら、各紙面上、ちょうど真ん中に左と右分けておりますが、左側につきましては改訂前、右側については改訂案という形で入れさせていただきました。こちら、令和3年4月1

6日の教育委員会臨時会にて策定をお認めいただいたものでございます。

こちら、今回改訂に至った理由としまして、それ以降、この4月16日以降に新たな組織体が発足したことに伴い、従前の組織箇所のところをまず修正するということが1点でございます。もう1点につきましては、この後ご説明で申し上げますが、CRT検査というものがございまして、こちら対象学年のほうを予算上の取扱い等々で変更していたものでございましたので、そちらを改めるものというところの改訂ということでご説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

なお、こちらの右下にちょっとうっすらですが、ページ番号、右下に数字がございますので、説明の際にこのページ番号に従う形で説明をさせていただきます。

ではまず、5ページ目、ご覧くださいませ。

改正箇所については赤字にしておりますので、そちらをご覧くださいければと思います。

まず、第2章の1学校教育の取組と課題箇所でございます。こちら(2)のところでございますが、改正前につきましては、教育委員会が中心となり各学校の研究主任で構成する、こちら学力向上委員会というものがございました。こちらが、先ほど申し上げさせていただきましたとおり組織体が改編され、新たな組織体として学力向上推進委員会というものを発足させていただいたものでございますので、こちら情報が従前のものでございましたので、改め、今現行の運用に適した組織体を入れさせていただいたものでございます。

続きまして、同(2)の記述でございますが、さきに申し上げさせていただきましたCRTの対象となります学年のことでございます。従前につきましては小学校4年生以上という記述がございました。こちらが、既に予算上の取扱い、既にこちら方針としまして小学校3年生以上で取り扱っているというものでございました。こちらが、従前4年生以上という記述がございましたので、現行に照らし合わせて整合性を図るために今回改訂案という形で入れさせていただいたものでございます。

その下、(3)でございます。こちらにつきましても、従来学力向上委員会と研究主任会議という個別組織で運営を図っておりましたが、こちらは今それ以降の組織体としまして学力向上推進委員会で従前の学力向上委員会と研究主任者会議を兼ねる組織体として現行運用しているというものでございますので、こちらの記述につきましても現行に照らし合わせた整合性を図る形で改めるものでございます。

続きまして、少し飛んでしましますが、10ページ目をご覧ください。

10ページ目の記述につきましては先ほど同様でございます。

第5章教育政策の政策1教育の振興の施策1学校教育の充実のところの事業2に関するものでございます。こちらも、学力向上委員会の記述でございましたので、学力向上推進委員会に改めるものでございます。あわせまして、CRT検査の対象学年の記述でございましたが、こちらも4年生以上の記述でございましたので、3年生以上の記述に改めるものでございます。

続きまして、11ページ目にお移りくださいませ。

こちらにつきましては、事業3に関する記述でございます。改正前につきましては、研究主任者会議という記述でございましたので、こちらも同様でございますが、学力向上推進委員会に改めるものでございます。

改正箇所については以上のところでございまして、いわゆる現状の運営に照らした際に整合性を図るために、それぞれ異なる基本計画のほうを改め改訂をするものでございました。

なお、1ページ目のところに令和4年何月何日改訂というもの、これは今空欄の状況で入れておりました。まず、教育委員の皆様にご協議をこの後いただきまして、その後何日に改訂するかというところを併せましてご協議いただけると幸いです。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。大きくは名称と、さっきのCRTの拡大している部分で変わりましたということの改正ですが、元々、教育大綱と同じ扱いにしている形なので、教育委員会の中でまず協議をさせていただいて、もしこれでいいとなれば町長の決裁を経た日が多分改訂の日となってくると思うんですね。総合教育会議まで開催してこの改正をやる部分には至らないんじゃないかなということだったので、まず委員の皆さんと協議してから考えたわけでございます。

どうでしょう、委員の皆さん、こういう形で改正に持っていきたいと思うんですがよろしいですか。どうぞ。

○委員（佐藤キヨ） いいと思うんですけども、5ページ目の（2）、ちょっと文章が長くないですか。ちょっと読んでいて、もう少し短くすると読んで頭に、理解しやすくなると思うんですけども。

○教育長（大友義孝） どうなんでしょうね。前は、これを何度も点検して、ここまでもってきたわけだけども。長いといえば長いのもかもしれないですね。

○委員（佐藤キヨ） 例えば、3行目で「努めてきました」とか、「また」があるからそこで切っちゃうとか。「努めてきました。また、」ここで接続あるので、ここで一回切ると少し短くなってちょっとは。

○教育長（大友義孝）　じゃあ、ちょっと考えてみる、この文面、文章。次長、文才のある皆さん、どうでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎）　これを見ると、一回「努め」のところで切るという形なんですかね。（「あんまり関係はない」の声あり）あんまり関係はないと思いますけれども。

○委員（佐藤キヨ）　「また」があるから。そうするとちょっと読みやすくなる。ちょっと長いんじゃないかなと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎）　そうしますと、「また」の次の「実施し」のところですかね。切るといえばですね。いかがですかね。取りあえず、ここで案が出ればここで決定できると思いますけれども。

○教育長（大友義孝）　長いというか、全体を通して皆長いのかなって感じはするけれどもね。だから、今回は、この委員会とか、学年の拡大をしたことだけの改正なので、まずこれは一度このままにしておいて、あと令和7まででしたっけ、この計画期間というのが。令和3年度から令和7年までなのね。そのときに、改訂があればそれ以前でも改訂しなきゃいけないとは思うんですけれども。これって、今佐藤委員から言われると、もう一度全部読まなきゃないってことになるかなと思うんですね。だから、今回は改正する部分だけにとどめさせていただいて、取りあえずですね、そしてあとは文章をできるだけ縮める。分かりやすくしたつもりなんだけれどもね。分かりやすくしたせいかくどくなってしまったということもあるのかもしれないけれどもね。そういうことでいかがですか。今回、ちょっと、のんでいただいて。すみませんけれども。

　じゃあ、青山主事、この部分を町長の、教育委員会の協議はさせていただきましたということで、あと、町長への協議という形かな、そういう形を取っていただいて、町長の決裁が得られた日が改訂の日という形でよろしいんじゃないかと思うんですけれども、それでどうですか、次長とか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎）　すみません、提案していてあれなんです、これまでの取組と課題ということ、5ページですね、これまでの取組と課題で、これはこれまでの取組と課題なので、これまではこういう形でやってきたという形なのではないかなということなので、今提案しておいてあれなんです。

○教育長（大友義孝）　次長さんの言われることは分かるのね。これ、令和3年度からの部分だ

よね。（「令和3年、4月16日からです」の声あり）だから、令和2年度まで行ってきた部分の関係とその課題ということだよ。だから、もうそうじゃなくてもいいんじゃないかということなのかな。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 例えば、令和3年4月16日に、既に学力向上推進委員会が発足されているということであれば、直す必要があるということだと思っんですね。

○教育長（大友義孝） 学力向上推進委員会を決めていただいたのは、（「昨年です」の声あり）昨年だよ。ね。（「令和3年です」の声あり）令和3年の何月だかによってだな。（「6月1日です」の声あり）6月1日ということは、この制定した後だな。ということは、何も変える必要はないんじゃないかと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 提案しておいて大変恐縮なんですけれども、前段につきましては、その時点での取組と課題。

○教育長（大友義孝） それは分かりましたが、3年生以上の部分は、令和2年度も3年生以上をやっているよね。（「はい」の声あり）ですよ。令和2年度から3年生になっている。その部分だけだな。（「これは必要だと思います」の声あり）そこだけになっちゃうかな、改正。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 後段の計画の部分につきましては、当然計画なので、それは等しく改めたので、改めるということによろしいかと思っんですけども。前段の部分は、このCRTの部分につきましては、ちょっと3年生からと、もうその時点ということですので改める必要があると思っます。

○教育長（大友義孝） そうすると、学力向上推進委員会の部分だけではなくてもいいということだよ。ね。（「取組と課題の部分につきましては」の声あり）いいということね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） ということでお願いしたいと思っます。すみません、大変申し訳ございませぬ。

○教育長（大友義孝） どうですか、委員の皆さん、そういう形で整理をまずかけるといこと

で。
じゃあ、そのような形で整理をしたいと思っますので、ご理解いただきたいと思っます。すみませぬでした。ありがとうございます。確かに、教育次長の言われるとおりですね。では、ありがとうございます。

日程 第17 職員の人事について

○教育長（大友義孝） 次に移ります。日程第17、職員の人事についてでございますが、委員の皆様へ今日配付させていただきました教育委員会の関係する全ての部分の異動状況です。そこで、学校の管理職の皆さんの部分については、さきに承認をいただいて、県教委の会議を踏まえて今日新聞発表されているところですが、全ての、会計年度職員を含めた全ての職員の部分を今日出しておりますので、ご承認していただければと思いますので、この部分についてはよろしくお願ひしますということに尽きるわけでございます。何せ、500人近い人数がいるものですから。その中での異動というのなかなか意に介さない、特にまだ募集とか調整とかという部分も残っているところもありますので、それは何とか、4月1日目前にしているんですけども、それに間に合うようにさせてもらっています。足りないところは、ハローワークにも齊藤補佐のほうで募集をかけてもらっていますので。ただ、なかなか、そこに入ってこれないのが各学校に配置しております学力向上推進委員さん、教員免許を保有した方が、応募がなかなかないというのが現状です。これを、いつまでもいないって言ってもこれ仕方ないので、別な方法でやっぱりやっていく時期なのかなとも考えているところでございまして、ここ数年探しても見つかり切れず配置できていないというのが続いていますので、そこは委員の皆様とちょっと協議をさせていただきながら、スタイルを考えていきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。すみません、よろしくどうぞお願ひいたします。

何か、質問というか、意見というかありますか。もしなければ次に進みます。

日程 第18 美里町長の権限に属する事務の補助執行について

○教育長（大友義孝） では、日程第18、美里町長の権限に属する事務の補助執行について協議をいただきたいと思ひます。では、教育次長からお願ひします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私から、資料につきましては1枚物の町長から教育委員会代表である教育長に出された文書でございます。補助執行の協議についてということで。前回の定例会で、副町長に来ていただきましてご説明をいただいているということで、その方向でということでご協議いただいていたというところでございます。それで、事務手続を進めるというところござ

いまして、このような文書が教育委員会に提出されたということでございまして、この内容につきましては、教育委員会の教育総務課の学校教育環境整備室長に対して、今、新中学校整備における民間活用に関することということで補助執行が来ておるところでございまして、その内容を新中学校整備に関することということでございまして、町長でやっている、現在進めている新中学校整備等事業、これ契約が可決されましたが、これを教育委員会で補助執行してほしいというようなところで、協議の文書が来ているというところでございます。これに対して、異論がなければ異議なしというようなところでご回答というところでございます。それで、前回の会議で、留守委員から職員体制についてと、十分な配慮をしてほしいというお言葉を、お願いをしていただきまして、町長部局でもそれについては配慮するというようなところで返事をいただいておりますが、先日内示が出まして、今のところ1名増というようところで令和4年度の体制というところの内示があるというところでございます。人数的には、いろいろと教育委員会でも、事務局のほうでもいろいろと考えてはいたのですが、今回1名というようところの増員ということで、あとは人事異動がございましたけれども、人員についてもノウハウのある人員を配置したというようところで、数も重要であるけれども内容もというようお話もございまして、そういう状況になっているというところでございます。今後、まだ来年の段階ですけれども、そういうことで示されておりますので、あと体制をしっかりと組んで、職員に過度な負荷がかかることがないようにしっかりと管理監督しながら進めていくと。また、やりながら何か不具合等々があれば、一応それにつきましては内部でいろいろ調整しながら、教育長にも相談させていただきながら、問題のないように進めてまいりたいと思っております。

ちょっと雑駁になりましたけれども、以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） 委員の皆さんから何かご意見ございませんか。もしあれば、文書に書き入れて、そういったこともあると思うんですが、基本的には異議ありませんという回答になるのかなと思っております。期待していたのは、もう少し職員の人員が増になる予定でしたんですけれども、2月の下旬頃から大分、今度美里町の正規の職員さんもおやめになっていく方たちが随分出てしまって、人的な配置がなかなか回らなくなってきたんですよ。そういったこともあって、このような状況になってしまったと。ただ、途中採用も多分できるはずなので、そういったことがあればやはり途中採用であっても必要な配置をしてもらわないと、これは駄目だろうと思いますので、その辺のことは町長、副町長には申入れをしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

じゃあ、異議なしという形でよろしいですか。じゃあ、太い字で異議なしということで。委員の皆さん、心配されているように、ここの電気を早く消すような工夫もやっぱりしていかなきゃないと思いますので。とにかく、今やるべきこと、集中してやっていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

その他

○教育長（大友義孝） では、その他に入ってよろしいですか。その他について、行事予定については配付のとおりでございます。

それから、その日程の中で、次にあります小中学校の入学式、幼稚園の入園式についてですが、齊藤補佐、説明をお願いしたいと思います。

○教育教務課課長補佐兼総務係長（齊藤 眞） それでは、令和4年度の小学校入学式、中学校入学式、幼稚園入園式の出席者の調整になります。

一番初めになるのが4月8日金曜日でございます。午前中に小学校、午後に中学校、続いて翌週になりますが4月11日月曜日、こちら幼稚園の入園式という形になっております。事務局で教育委員さんたちの担当する小・中・幼稚園であります。このような形で事務局では考えております。協議のほうよろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。どうでしょうか。委員さん方、この日は都合悪いか、こっちに行きたいとかいう希望がもしあったら。

○委員（佐藤キヨ） 不動堂小学校は、ちょっと。

○教育長（大友義孝） そうだね、不動堂小学校はね。（「緊張させちゃ悪いので」の声あり）
佐藤委員、どこに行きますか、じゃあ。

○委員（佐藤キヨ） どこでもいいんですけども。

○教育長（大友義孝） 留守委員はどうですか。

○委員（留守広行） 私はどこでも。

○教育長（大友義孝） じゃあ、新たな委員さんになれる佐々木委員さんとここチェンジしてもいいのかな。佐々木委員さん、北浦だよ。ここチェンジしてもらっていいのかな。ただ、まだ佐々木委員さんの、委員になれる方のご意見聞いていないんだけど。4月1日になったら聞くということで。そのときは、委員さん方と我々みんな調整を取って行きたいと思

いますので。まず、チェンジは、佐藤キヨ委員と佐々木忠夫委員の交換ということにしてもらって、この予定で行くということですね。

中学校はどうですか。

○委員（佐藤キヨ） 中学校もできれば、不動堂中だと顔見知りの子とか、保護者がいるから。

○委員（留守広行） 私が行きますか。

○教育長（大友義孝） では、留守委員、ここをお願いします。不動堂中学校に留守委員に行ってもらって、そしてこごた幼稚園に佐藤キヨ委員行けますか。（「はい」の声あり）お願いします。留守委員、行きたいんですけど。じゃあ、佐藤委員、こごた幼稚園のほうによろしくをお願いします。

じゃあ、齊藤補佐、そういう形でいいですか。よろしくお願いします。

次の、教育委員会の臨時会、定例会の部分なんですけど、さっき青山主事から年間の表を頂いた形で、一応の案ということで、次回開催日はこの案でいいですかという確認をしていきますので、そのときそのときで確認をしていきます。ただ、予定としては、年間の予定はこれで行きたいと思います。ただ、先ほどの説明の中で、どうしても4月の中旬頃に臨時会を開かない状況があるものですから、その臨時会を4月15日金曜日なんですけれども、そこで開きたいと思っているのですが、ご都合はいかがでしょうか。じゃあよければ、4月15日金曜日1時半からこの場所でということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。行事予定、15日は大丈夫なんですよね。そのようにお願いいたします。

じゃあ、あとは地震の関係について、教育次長からですか、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私から令和4年3月16日の23時36分に発生した地震、美里町では深度6弱というところの地震の関係の報告でございます。

電話で、概要につきましてはご報告をさせていただいておりますので、簡単にご説明させていただきますと思いますが、現時点で被害状況が寄せられておりまして、大きいところが南郷中学校で漏水が発生しておりまして、至急対応しなければならないと。大分水量が多く漏水しているということでございますので、その対応は早急にしていく予定しております。それで、今後状況をしっかりと把握して復旧しなければならないもの多数ございますので、大きいところではもう一つありまして、小牛田小学校の体育館のパネル、軽量の物なんですけれども、それがはがれてきているというところもありまして、そこの復旧も必要かなというところがございます。今のところ5枚ほど脱落しているというところがございます。その他、機器類、あ

とは施設関係、やはり大分揺れが大きかったもので破損がありますので、災害復旧事業に該当するかどうかというのもあるのですが、早急に対応すべきもの、あとはちゃんと調査をして対応すべきもの、そういうものを今分類して対応しようということで考えておりますので、今後整理の上対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。必要に応じて報告、協議いただくこともあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。被害が割となかったね、なんて言いながら、結構やっぱり出てきていますね。漏水の部分については、早めに対応しなきゃないし。危険箇所になるようなところは早めにやっていくということで。ありがとうございます。

それで、今後の予定なんですけど、今月、今年度最後の教育委員会、今日やったわけですが、4月1日には町の職員、それから教職員の辞令発令があります。それで、町の職員の辞令交付は4月1日の9時からということになっておりまして、午後から新たな教育委員さんの辞令交付が町長からされるわけですが、ちょっと私、校長先生とか学校の先生たち4月1日に辞令交付をしなくてはなりませんので、留守職務代理者にその新たな委員さんの辞令交付に立ち会っていただくことにしていますので、佐藤委員、ご理解いただきたいと思ひます。

それと同時に、4月4日月曜日なんですけど、1時半から毎年行っております新任の先生たちの宣誓式をこの場所で、多目的ホールで一応考えております。今、齊藤補佐、どこまで呼ぶかまだね。また去年並みにやったらいいのか悩ましいところなんですけれども、それを今やっております、1時半を予定しております。来賓は、町長、議長になると思ひますね。あとは、委員さん方には全員出席をしていただきたいと思ひています。それで、申し訳ないんですが、1時半の宣誓式なんですけれども、1時までに教育長室においでいただいて、新たな委員さんを、留守委員は1日に多分お会いしていただけると思ひますけれども、私も実際まだ会っていないんですね、30分早く来ていただいて、顔合わせをしていただいて、宣誓式に入るといふことにさせていただきたいと思ひますので、どうぞ1時まで来庁のほどお願ひしたいと思ひます。

齊藤補佐、これ、新たな佐々木委員さんと、大森委員さんにもその旨伝えてほしいんですね。あとは、教育次長さんから、教育総務課の職員も全員出席して、顔見せになると思ひるので、その辺周知していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。先生方ももちろん全員出席ということになります。

さて、まだ早いんですけれども、教育委員会主催の歓送迎会、2年続けてやれていないんで

すけれども、これどうするかって。まあ、あのくらいの人数だから、佐藤委員はまだ1回も参加したことないですね。（「大丈夫なんですか」の声あり）人数的に見ると、かなりの人数だよね。（「結構増えている感じして」の声あり）さっき、阿部先生も行事予定……、

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 議題はないということですので、すみません、私から2件だけよろしいですか。（「どうぞ」の声あり）

お手元に、町長宛てにまちづくり会議から質問がありまして、それで町長側から教育委員会に関する事ということで、質問への回答について（依頼）ということできれています。それで、質問1と質問2についてということで依頼がございまして、回答案ということで1枚物、これを取りあえずおつくりさせていただいてございます。

対応につきましては、教育委員会では回答しないというような選択肢もあるのではないかなとは思いますが、回答案として取りあえず今回、一応ここにあるように3月31日正午まで提出ということと言われておりましたので、今回当日の配付で、急なお話で大変恐縮なのでございますが、その辺どうしたらよいかというところをご判断いただければと思います。

すみません、あともう1点なのですが、生理用品を新日本婦人の会から中学生へということに寄附をいただいております。それで、4月以降に各中学校に配布をさせていただきたいのと、有効活用させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 今、2つありましたが、2つ目のことについては4月以降早速中学校に配布するということにさせていただきたいと思っております。寄附をありがたく頂戴して、配布をさせていただきます。

1つ目の部分について、町長が頂いた文書のような形ですが、一括して回答するために教育委員会に照会があったということだと思いますけれども。今の原案をつくっていただいておりますので、どうでしょう、委員の皆さん、この件についてこういう趣旨の回答をしていくということによろしいですか。あとは、ちょっと、質問3の部分がどういう中身なんだか。最後は町長のほうで全体をまとめた回答書をこっちにも見せてもらうということは必要だと思うんですけれどもね。（「そうですね」の声あり）それで、委員の皆さんにも確認をしていただいた上で回答するのであれば回答することにしてもらったほうがいいんじゃないのかな。そういう形で、ちょっと進めさせていただきますので。もしあと、読んでみてお気づきの点があったらどうぞ連絡をいただきたいと思いますので。そういう形で進めてまいりたいと思っております。

いいですか、次長さん、それで。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） これ町長宛てに出ているというところでございまして、まちづくり会議の意図として町長の考えというんですか、教育委員会の考えを問うのかもしれないけれども、町長の考えというのをお聞きしたいということなのか、その辺も分からないところもございますので、一応町長で回答を出す際の、回答をつくる際の参考にするという形なのか、それをそのまま回答するということなのかについては、確認をさせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） 私は、特に質問の2なんかだと、学習を小中学校で計画するというふうにもうたっていますよね。小中学校で計画するものだってうたってしまっている質問なので、その中身は教育委員会で確認するのかっていうふうに聞かれているから、ちょっとポイントが違うのかなって思ったのでね。だから、教育次長が言うように、町長に求められている回答なんだろうなと思っていたんですね。その辺のところはすり合わせをして、町長が回答するということになるんでしょうけれども、その辺確認させてもらいながら進めるということにしたいと思います。

そして、回答書は委員の皆さんにも見ていただいた上でということにはなると思うんですけども。（「はい。確認いただいてということで」の声あり）そうですね。そういうことでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、そのような形で扱っていきたいと思います。（「すみません、ありがとうございます」の声あり）

あと、事務局で何かありますか。委員の皆さんから何かありますか。特段よろしいですか。

では、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和4年3月教育委員会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後4時22分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年4月25日

署名委員

署名委員
